

青森市下水道使用料等審議会資料の概要

【改定案の内容】

現在、青森地区と浪岡地区それぞれの基本使用料・従量使用料や種別・用途区分が設定されている使用料体系を、**青森地区の使用料体系に統一**する。

【経過措置】

浪岡地区の大口需要者における負担の増加を考慮し、平成27年度の1年間には経過措置による暫定単価を適用する。

【実施時期】

- ・平成27年4月適用(5月検針分から)(浪岡地区における経過措置)
- ・平成28年4月適用(5月検針分から)(経過措置の終了・統一使用料の開始)

改定案に至る検討内容

①【現行使用料(改定前)による収支見込】

・人口減少の傾向及び整備計画を踏まえ、計画期間を平成27年度から平成29年度とし、試算したところ、使用料収入は微減する見込みではあるものの、経費回収率は、他都市と比較し高い水準にあることから、**値上げする必要性には迫られていないが**、反面、今後の使用料の見込みを含めた経営環境の厳しさ、財源を多額の起債で補填し、市債残高もまだ高水準であることから、**値下げすることをもた、難しいと考えられる。**

・**農業集落排水事業**については、基準外の繰入により経費を賅っている状況であるが、供用開始以来、農村地域における汚水処理事業として、**下水道と同じ使用料を設定してきた経緯を考慮し、改定についても同様に検討**することとする。

■下水道事業

| | | (単位:億円) | | | |
|----|---------|---------|--------|--------|-------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 期間計 |
| 歳入 | 使用料 A | 44.1 | 44.0 | 43.9 | 132.0 |
| | 一般会計繰入金 | 18.1 | 19.6 | 21.2 | 58.9 |
| | 国庫補助金 | 10.9 | 11.1 | 11.0 | 33.0 |
| | 市債 | 36.4 | 36.3 | 36.3 | 109.0 |
| | その他 | 0.9 | 1.2 | 1.0 | 3.1 |
| 計 | | 110.4 | 112.2 | 113.4 | 336.0 |
| 歳出 | 維持管理費 | 21.0 | 21.1 | 21.3 | 63.4 |
| | 建設改良費 | 25.1 | 25.5 | 25.3 | 75.9 |
| | 公債費 | 64.3 | 65.6 | 66.8 | 196.7 |
| | 計 | 110.4 | 112.2 | 113.4 | 336.0 |

⇒経費分解し、使用料で回収すべきを算出した。

| | | | | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 使用料対象経費 B | 45.4 | 45.8 | 47.1 | 138.3 |
| 経費回収率 A/B | 97.2% | 96.1% | 93.2% | 95.5% |
| 汚水公費繰入 | 1.3 | 1.8 | 3.2 | 6.3 |
| 経費回収率(汚水公費繰入後) | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 市債残高 | 822.9 | 807.7 | 790.9 |
|------|-------|-------|-------|

②【青森地区・浪岡地区における経費回収率比較】

設定時の考え方や普及状況の違いによるものがあるが、**対価(汚水処理サービス)は同じ**であることから、使用料は同一であるべきと考える。

■農業集落排水事業

| | | (単位:億円) | | | |
|--|-----|---------|--------|--------|-----|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 期間計 |
| | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 2.4 | |
| | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 5.7 | |
| | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 0.8 | 0.9 | 0.9 | 2.6 | |
| | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | |
| | 3.6 | 3.7 | 3.7 | 11.0 | |
| | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 3.3 | |
| | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 2.5 | 2.6 | 2.6 | 7.7 | |
| | 3.6 | 3.7 | 3.7 | 11.0 | |

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 2.3 | 2.3 | 2.3 | 6.9 |
| 36.1% | 36.5% | 36.6% | 36.4% |
| 1.1 | 1.1 | 1.1 | 3.3 |
| 68.4% | 69.4% | 69.4% | 69.1% |

| | | |
|------|------|------|
| 29.7 | 28.7 | 27.5 |
|------|------|------|

※平成25年度決算見込より

| | 全体 | 青森地区 | 浪岡地区 |
|-------|--------|--------|--------|
| 経費回収率 | 94.8% | 98.4% | 44.2% |
| 普及率 | 78.5% | 79.0% | 70.4% |
| 水洗化率 | 86.52% | 88.01% | 62.27% |

③【一市二制度解消へ向けた検討】

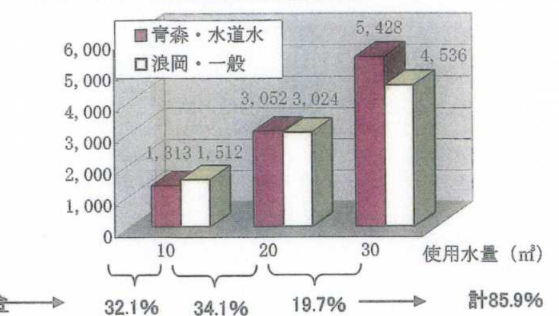
公平性の観点から使用料は統一すべきであるため、使用者の分布状況なども踏まえ、青森地区も含めた全体の使用料改定を検討し試算したところ、**全体として現在の青森地区の使用料を適用することが最も合理的であるという結果となった。**

また、以下のとおり、統合することによる浪岡地区の使用者への影響を検証した。

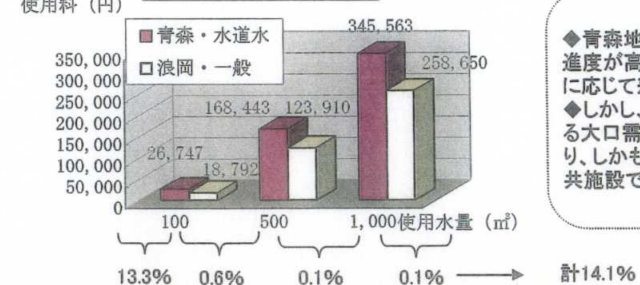
◆18㎡以下の使用水量においては、青森地区の使用料の方が安価であるため、統合することにより負担が減る。
◆また、それ以上であっても一般家庭のレベルであれば、さほど差はない。

※全国的な指標では一般家庭は20㎡とされている。

一般家庭における状況



大口需要者における状況



◆青森地区の使用料は、累進度が高いため、使用水量に応じて差は拡大していく。
◆しかし、浪岡地区における大口需要者は少数であり、しかもその大部分は公共施設である。

※少数の使用者であっても、影響は大きいので、経過措置(1年間)による激変緩和について検討した。

④【経過措置による段階的統合】

従量使用料において、**31㎡～100㎡:304.56円⇒253.8円**
101㎡～:354.24円⇒297円
上記のように暫定単価(負担増の約1/2)を設定することにより、大口需要者の負担軽減を図る。

※以上の使用料改定により、3年間の期間内において下水道使用料は、45百万円農業集落排水施設使用料は、6百万円の増収となる。

使用料比較 (150㎡まで)

